税理士法人サム・ライズ
料金後納郵便
お客様と共に
走り続けるパートナー
ゆうメール

ご縁をいただいた、あなたにお届けする・・・・

おしどり通信

公士郎版 Vol.17

子供の頃、フリスビーにはまり近くの河川敷に行って練習していた、林公士郎（こうじろう）です。４月と言うとお花見のシーズンです。意外と夜のお花見は寒いので、風邪を引かない様に気を付けてくださいねぇ（^^）

びわ湖畔長浜市に行って来ました！

先月、琵琶湖畔の長浜市に行ってきました（^^）
初日、米原で待合せ予定が相手方の都合で、急遽、京都に変更に（^^;、米原からはじめて琵琶湖線に乗りました。次の駅が彦根だったので、列車の中から**彦根城**が見えました。城巡りが好きな私には、とってもラッキーです。本題と全く関係無い**八坂神社の垂れ桜**。

そして、車で京都から宿へ移動、セミナーを受けてから一旦部屋に戻り、湖面の夕日があまりにも綺麗でしたのでパチリ！

次の日は、宿のすぐ近くにあった**長浜城**へ。早速見学、

天守閣に登ると、琵琶湖や市街地が一望できました。
戦国時代の城に行くと、ついテンションが高まるのは私だけだろうか？（笑）
今回は、余り時間を取れずに展示物を観れなかったので、今度、機会があればゆっくり見学したいです（^^）

パワースポット竹生島（ちくぶしま）へ

そして、次に、一度行ってみたかった、竹生島（ちくぶしま）に長浜港からフェリーに乗って行きました、島全体が、パワースポットで、弁天様の幸せ願い事や竜神拝所の瓦投げが人気で、早速やってみましたが、２枚とも湖に沈んだのは言うまでもありません（笑）

島全体が異空間で日常現実を忘れられる最適な場所でした。又、湖の湖底からの水がありました。**「瑞揚水」**（ずいようすい）と言う湧水です、呑んでみましたが、非常にクリアーな味でした！。最後にお土産屋に行ってみると**観音昆布茶**があり、昆布茶をつくると中から観音様が出てくるそうです。

皆様も、良いパワースポットですので是非行って見てくださいねぇ（^^）

ご当地グルメ近江ちゃんぽん？

そして、そろそろ、帰ろうと思っていた所、**「近江チャンポンと言うのが、このへんで有名らしいのでどうでしょう？」**（うーん、ご当地グルメ、しかもチャンポンは長崎だろう）と言う事で、「食べに行こう!!」と言う事で早速**GO ひろみ！**食べてみたが、普通のラーメンでした（笑）
食べ終ると、京都まで乗って行きますか？と声をかけられたので、帰りも結局、京都から帰ってくることになりました（笑）
がーん（￣▽￣）

☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただければ幸いです☆
発行元：税理士法人サム・ライズ
〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F TEL：049-249-0222 FAX：049-249-0220
e-mail：ayumi-hayashi@some-raize.net URL：http://www.some-rize.jp 発行責任者：林 亜由美

相蘇崇人　自己紹介

初めましてほとんど
お会いする機会がないので
今回は簡単な自己紹介
ですがよろしくお願いいたします。

生年月日　1990年（平成2年）3月21日

血液型　o型

身長　164ｃｍ

体重　7？？kg

→最近体重の増加に歯止めがかからないので
今後も増えるかもしれないので伏せておきます。（笑）

東京都練馬区出身　埼玉県　和光市育ち

3年半前に引っ越しまして現在鶴ヶ島市在住です。

好きな音楽　uver world　ﾎﾟﾙﾉｸﾞﾗﾌｨﾃｨ KREVA

こう見えてもラップ系の歌とかが好きです。

趣味　カラオケ　スポーツ観戦（サッカー）

https://some-rize.jp/

May

2018

税理士法人サム・ライズ　　未来会計法人メイキット

事務所通信

旧暦では5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートになったように、暑い日が増えてきますので、ご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2018年5月号

■給与所得の源泉徴収票
平成30年分より改定

■相続法改正１
総論・配偶者居住権

■変更となった雇用上限期間の
到来で退職する人の
離職票の離職理由

■人材の定着や育成に
有効な取組とは

■編集後記

税理士法人サム・ライズ　　未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1　川越シティビル7Ｆ

TEL：049-249-0222／FAX：049-249-0220

Zeimu

税務情報　2018年5月号

給与所得の源泉徴収票 平成30年分より改定

平成30年分からの配偶者控除及び配偶者特別控除の改正に伴い、給与支給の際の源泉徴収について“扶養親族等の数”の数え方も変わりました。これら一連の改正に伴い、「給与所得の源泉徴収票」も平成30年分から変わっています。

変更のご案内

変更された名称は次の3つです。

○控除対象配偶者の有無等
→（源泉）控除対象配偶者の有無等

○配偶者特別控除の額
→配偶者（特別）控除の額

○控除対象配偶者
→（源泉・特別）控除対象配偶者

また、記載内容は次のとおりです。

1.　（源泉）控除対象配偶者の有無等

控除対象配偶者（年末調整を適用していないときは源泉控除対象配偶者）の有無について、その年12月31日（年の中途退職は、退職当時）の現況により、該当欄の該当事項を○で囲む。

2.　配偶者（特別）控除の額

年末調整による配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載。

3.　（源泉・特別）控除対象配偶者

年末調整を適用していないときは扶養控除等申告書に記載のある源泉控除対象配偶者、年末調整を適用したときは配偶者控除等申告書に記載のある配偶者の情報を記載。

【平成30年分以後の給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）ひな型】

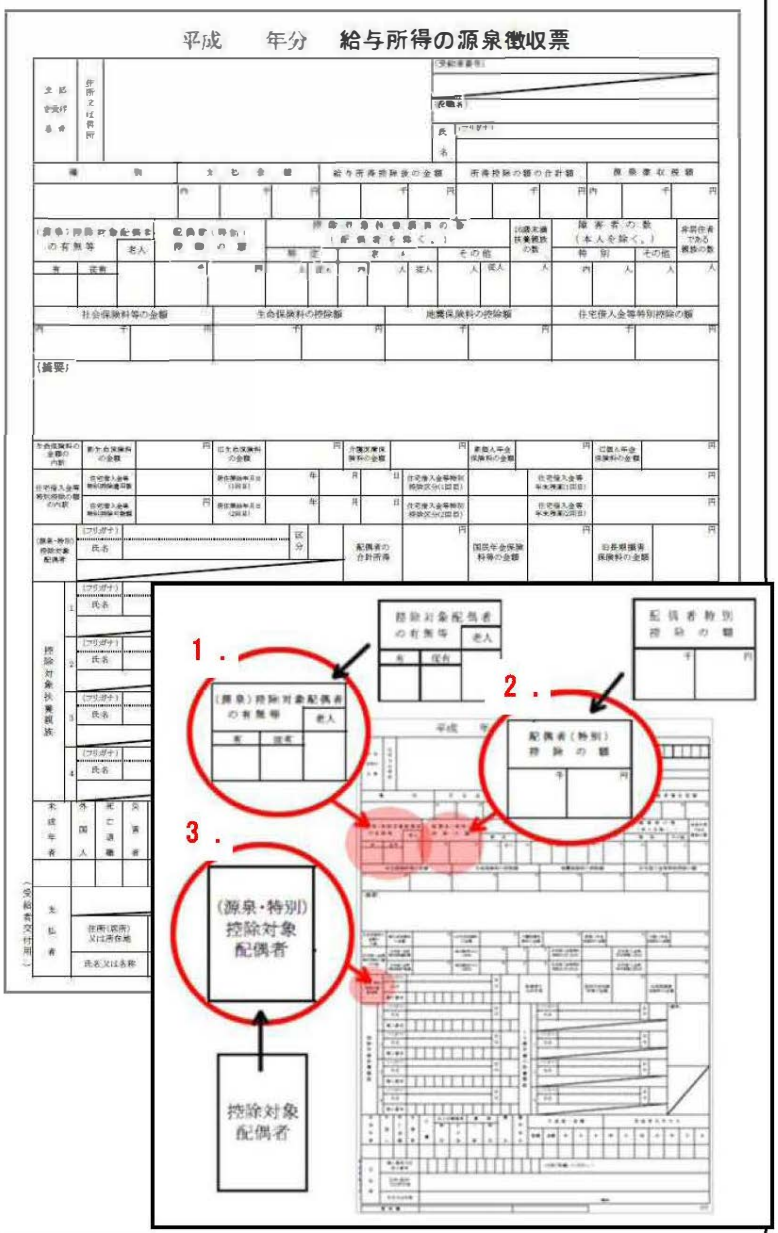

国税庁「【手書用】平成　年分　給与所得の源泉徴収票（PDF/290KB）」より

○給与所得者の配偶者控除等申告書より

ちなみに、「配偶者の合計所得」欄には、配偶者控除等申告書の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に記載された金額を記載することとなります。

MyKomon

税理士法人サム・ライズ　　未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F　　https://some-rize.jp/

Houritsu

法律情報　2018年5月号

相続法改正 1 総論・配偶者居住権

相続に関する民法の改正作業が進められています。昭和55年以来、約40年ぶりの改正となる予定です。配偶者の保護や遺留分制度の見直し等、影響の大きい重要項目が盛り込まれています。連載でそのポイントを解説します。

6つの大きな柱

平成30年3月13日、改正法律案※が国会に提出されました。「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案（案）」（1月16日決定）に基づいて法文化されたもので、改正内容の詳細を知ることができます。相続関連の改正項目は、大きく以下の6つです。

① 配偶者の居住権の保護
② 遺産分割に関する見直し
③ 遺言制度の見直し
④ 遺留分制度の見直し
⑤ 相続の効力（権利・義務の承継等）に関する見直し
⑥ 相続人以外の者の貢献についての考慮

今回は、①の配偶者の居住権に注目します。

新設される配偶者の居住の権利

今般の改正で、相続開始時点で被相続人と同居していた建物（以下、居住建物）に配偶者が引き続き居住できる権利が新設されます。これは、被相続人の配偶者を保護する視点で設けられた権利であり、**「配偶者短期居住権」**と**「配偶者居住権」**の2種類があります。

1. 配偶者短期居住権

「配偶者短期居住権」は、遺産分割が終了するまでの期間について居住を保護する目的の権利です。相続開始とともに当然に発生し、次のいずれか遅い日までの間、配偶者はそのまま無償で居住建物に住むことができます。

① 分割により居住建物の取得者が確定した日
② 相続開始から6ヶ月を経過する日

2. 配偶者居住権

一方**「配偶者居住権」**は、長期の居住権で、居住建物を終身無償で使用・収益できる権利です。相続開始とともに発生する「配偶者短期居住権」とは異なり、次のいずれかに該当する場合に取得することができます。

① 遺産分割において、配偶者が、配偶者居住権を取得したとき。
② 配偶者に、配偶者居住権が遺贈されたとき。
③ 被相続人と配偶者間に、配偶者に、配偶者居住権を取得させる死因贈与契約があるとき。

配偶者は居住建物の所有者に対し「配偶者居住権」の登記を請求でき、登記することで、第三者に対する権利の主張も可能となります。

なお、「配偶者短期居住権」「配偶者居住権」は、いずれも譲渡することはできず、配偶者の死亡等により消滅します。配偶者の死亡等によりこれらの権利が消滅した場合、原状回復義務等の義務は、配偶者の相続人が相続することになります。

また、「配偶者短期居住権」は評価の対象とはなりませんが、「配偶者居住権」はその財産的価値に相当する価額を相続したものとして扱われますので、注意が必要です。

※改正法律案
以下の法務省サイトでご確認ください。
「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00212999999.html

Roumu

労務情報 2018年5月号

変更となった雇用上限期間の到来で退職する人の離職票の離職理由

雇用保険の離職証明書（離職票）には、会社が把握した離職理由を記載することになっています。平成30年4月1日から、改正労働契約法による無期転換ルールの適用が本格化することに伴い、無期転換申込権が発生する前に雇止めする事案が発生していることから、有期契約労働者の更新上限到来による離職票の離職理由に関する取扱いが変更となりました。

有期契約労働者の離職理由

有期契約労働者が雇用契約期間の満了で退職する場合の離職票に記載する離職理由は、次の場合に応じてそれぞれに該当します。

1. 採用のときにあらかじめ更新上限の期間が定められており、その上限で退職するとき
…「採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」
2. 上記以外のとき
…「労働契約期間満了によるもの」

取扱い変更の対象となる人

今回、離職理由の取扱い変更の対象となる人は、上記1. に該当する人のうち、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

① 採用当初はなかった契約更新上限がその後追加された人、又は不更新条項が追加された人

② 採用当初の契約更新上限が、その後引き下げられた人

③ 平成24年8月10日以後に締結された4年6ヶ月以上5年以下の契約更新上限が到来したことにより離職した人※

離職票の記載方法

取扱い変更に該当する人の離職理由欄の記入方法は、次のとおりです。

「採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」を選択

↓

「労働契約期間満了による離職」の際に記入する項目である「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」に事実関係を記入

↓

該当する前述の①～③の理由を「具体的事情記載欄（事業主用）」に記載

なお、採用当初の雇用契約書と最終更新時の雇用契約書など、それぞれの事情が分かる書類を添付することも求められています。

※定年後の再雇用に関し定められた雇用期限到来は除きます。また、平成24年8月10日前から同一事業所の有期雇用労働者に対して、4年6ヶ月以上5年以下の契約更新上限が設定されていた場合を除きます。

一般的に、あらかじめ定められた雇用期限到来による離職の場合は一般受給資格者となりますが、今回の離職理由の取扱い変更により、特定受給資格者又は特定理由離職者へ受給資格が変更となり、給付日数が増えることがあります。離職票の離職理由の書き方に応じて受給資格が決定されるため、離職票作成には細心の注意を払う必要があります。

MyKomon
税理士法人サム・ライズ　未来会計法人メイキット
埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F
https://some-rize.jp/

人材の定着や育成に有効な取組とは

新入社員が入社して1ヶ月が経つ頃は、五月病が発生しやすくなる時期でもあります。せっかく入社した社員が早期に退職してしまうことは、企業にとって大きな痛手です。ここでは、中小企業が有効だと考える人材定着や育成のための取組をみていきます。

能力等に応じた昇給や昇進が有効

中小企業庁の「2017年版中小企業白書※」から、人材定着や育成のために中小企業が有効だと考える取組をまとめると、下表のとおりです。人材確保成功企業、人材確保不成功企業（以下、成功企業、不成功企業）ともに、有効だと考える割合が最も高い取組は、能力や適性に応じた昇給・昇進でした。

ここでの成功企業とは、直近3年間の採用活動で期待どおりの人数・能力の人材を採用できており、かつその人材が概ね3年以上定着している企業をいいます。不成功企業は、採用はできたが3年以上定着できなかった、もしくは期待どおりの採用ができなかった企業をいいます。

職場環境・人間関係への配慮に差が

一方、成功企業と不成功企業の間で、有効だと考える割合の差が最も大きかった取組が、職場環境・人間関係への配慮でした。同白書では就業者に対しても類似の調査を行っており、若い年代ほど、職場環境・人間関係への配慮が人材の定着や確保のために重要だと考える割合が高くなっています。この部分の意識の差は、若年人材の定着や育成に影響するポイントなのかもしれません。

人材の採用、定着に課題を感じている企業は、ここで紹介した取組について、自社の状況と比較してみてはいかがでしょうか。

人材の定着や育成のために中小企業が有効だと考える取組（複数回答）

取組	人材確保成功企業（582）	人材確保不成功企業（1,405）	成功企業と不成功企業の差
	（%）		ポイント
能力や適性に応じた昇給・昇進	33.0	37.2	-4.2
成果や業務内容に応じた人事評価	29.0	28.0	1.0
時間外労働の削減・休暇制度の利用促進	29.0	26.6	2.4
職場環境・人間関係への配慮	28.7	21.5	**7.2**
研修・能力開発支援	25.6	24.6	1.0
他社よりも高い賃金水準の確保	23.4	22.4	0.9
作業負担の軽減や業務上の安全確保の徹底	21.8	18.9	2.9
勤務時間の弾力化	17.2	16.2	1.0
家賃・住宅に係る補助・手当	10.3	13.4	-3.1
育児・介護に係る補助・手当	8.6	11.2	-2.7
希望に応じた配置に関する相談体制の確保	7.4	8.0	-0.6
メンター制度等の各種サポート	4.3	3.1	1.2

中小企業庁「2017年版中小企業白書」より作成

※中小企業庁「2017年版中小企業白書」
ここで紹介したデータは白書434ページ掲載のデータです。表中の（）内の数字は回答数です。白書の詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/h29/index.html

IT

IT情報　2018年5月号

中小企業のIT活用状況

大企業に比べると、中小企業ではITの活用が遅れぎみといえます。ここでは、中小企業基盤整備機構が平成30年2月に発表した調査結果※から、中小企業のIT活用状況などをみていきます。

パソコンや市販ソフトの活用が多い

上記調査結果から、中小企業の現状でのIT活用状況をまとめると、下表のとおりです。全体では売上金の会計処理や給与の事務処理などにパソコンや市販ソフトを活用している割合が最も高く、36.7%となりました。次いで自社のホームページを有し、問合せや受注につなげている割合が高くなっています。クラウドサービスの利用は10%程度にとどまっています。

活用状況ごとにみると、パソコンや市販ソフトを活用している割合が最も高いのは建設業で、自社のホームページを有し、問合せや受注につなげている割合と、生産管理やマーケティングにITを活用している割合は製造業が最も高くなりました。クラウドサービスの利用割合が最も高いのはサービス業で、電子商取引を行っている割合が最も高いのは小売業という状況です。

AI等の導入は50%が考えていない

次に今後のAIやIoT、ロボットの導入についての考えをみると、これらの導入を考えていないとする割合は、全体で50.7%となりました。既に導入しているとする割合は5%程度で、導入を予定または検討している割合を含めても、30%程度にとどまっています。

現在の業務上でのITの活用状況（複数回答、%）

	全体	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業
売上金の会計処理や給与の事務処理などにパソコンや市販ソフトを活用している	**36.7**	31.9	**43.2**	39.0	36.3	39.1
自社のホームページを有し、問合せや受注につなげている	**25.2**	**29.4**	16.7	22.0	24.2	25.2
生産管理やマーケティングにIT（市販ソフトを含む）を活用している	**11.9**	**18.1**	6.1	8.2	11.3	8.9
クラウドサービスを利用してデータの管理運用などを行っている	**11.5**	7.6	11.4	13.8	8.1	**18.1**
電子商取引（EC）を行っている	**8.7**	10.6	5.3	12.6	**14.5**	5.5
ITはほとんど活用していない	**6.0**	2.4	**17.4**	4.4	5.6	3.2

独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業の生産性向上に関するアンケート調査」より作成

IT導入が進まない理由として、費用の高さや効果の程度が分かりにくいという回答が多くなっていますが、生産性を高めるためには、ITの活用は効果的です。ただし、その活用に当たっては、目的を明確にすることが大切です。

※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業の生産性向上に関するアンケート調査」
中小機構メルマガ会員（企業経営者等）を対象にしたインターネット調査で、有効回答企業数は1,002社となっています。
詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.smrj.go.jp/news/2017/frr94k000000kh4s.html

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

2018年6月
お仕事備忘録

1．個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）
2．個人住民税の納期の特例
3．賞与支払届の提出
4．労働保険の年度更新
5．障害者、高年齢者雇用状況の確認
6．お中元の手配、暑中見舞いの発送準備
7．梅雨どきの対策

1．個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2．個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日（今年は6月11日）と12月10日の年2回です。
毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

3．賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

4．労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

5．障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

6．お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発注を行いましょう。贈答の品は持参することが前提です。もしデパート等から配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。
また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。近年では、日本郵便のWebサイト上でも作成できて便利です。

7．梅雨どきの対策

雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。

日	曜日	六曜	項　目
1	金	先負	●労働保険の年度更新（～7月10日） ●高卒者の求人票受付開始 ●2019年3月大卒予定者の採用選考活動解禁日
2	土	仏滅	
3	日	大安	
4	月	赤口	
5	火	先勝	
6	水	友引	芒種
7	木	先負	
8	金	仏滅	
9	土	大安	
10	日	赤口	
11	月	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	火	友引	
13	水	先負	
14	木	大安	
15	金	赤口	
16	土	先勝	
17	日	友引	
18	月	先負	
19	火	仏滅	
20	水	大安	
21	木	赤口	夏至
22	金	先勝	
23	土	友引	
24	日	先負	
25	月	仏滅	
26	火	大安	
27	水	赤口	
28	木	先勝	
29	金	友引	
30	土	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）（7月2日期限） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第1期分）※市町村の条例で定める日まで

staff 編集後記

5月

5月です！みなさまゴールデンウイークはどちらにお出かけしましたか？今年は雨も降らずに良いお天気で気温も暑いくらいで最高でしたね。じつは、来年どうやら10連休らしいです。来年のゴールデンウィークにむけて今から貯金し海外へ～～～～。
さて今回のお題は…たまにはフリースペースで！皆さんの近況報告・言いたい事！！なんでもどうぞ～

言いたい！言わせて！！

石田

最近、「ヨガポール」を使ったストレッチにハマっています！日々パソコンばかりなので、肩甲骨を伸ばす事はヤバ気持ちいです♪パソコン作業多い人！本気でやってほしいです(笑)また、最近はパンツファッションが気に入り、スカート率減少中。感想ください。

小笠原

子供が4月から小学1年生になりました。ピカピカのランドセルをまだ小さな体でしょって歩く姿を見た時、嬉しくもあり、だんだんと大きくなって一歩づつ親から離れていってしまう寂しさ。。なんだか複雑な思いもしましたが、素敵な6年間を過ごしてほしいです！

黒田

4月になり、20代も残りわずかになりました。生活の変化が多い季節ですよね。私も川越で暮らして6年になりますが、心機一転生活の基盤を変えようか検討中です。良い物件があるといいですね～。今より広い部屋がいですね！

鈴木

赤羽ハーフマラソンを走りたいま筋肉痛の鈴木です。大会を走るのは3回目になりますがなかなか2時間30分の壁を破れません…。ただ、初めて大会に参加したときは走った後生まれたての小鹿のようでしたが最近はそこまでではなくなり少しずつ体力ついているのかなと

相藤

ニュースの話題になってしまいますがサッカー日本代表の監督交代のニュースですね。この時期の交代はかなり思い切った決断だし、なかなか難しいチャレンジを思いました。自分も簿記とかをチャレンジしているところなので、規模は違いますがかんばればなと思う今日この頃です。

瀬川

昨年出産を経験し、世界中のお母さんを心から尊敬する経験となりました。まだまだ周りが見えなくなり辛い時もありますが、そんな時こそ周りを見たり、相手のことを考えるのが大切だなと思います。これからも頑張りますのでよろしくお願い致します！

東海林

先日誕生日プレゼントに電動歯ブラシを貰いました。電動歯ブラシ自体が初めてなので、説明書を読んだのですが、上手く使えているのかが良く分かりません！電動歯ブラシのベテランの方がいれば指南して頂きたいです！

那須野

私が言いたい！ことは、「長女よ、ごめん！」です。（笑）「ママはなんでそんなに私にばっかり怒るの？」と次女ばかり可愛がる私に、真剣に質問をされました。絵本を毎晩読んで名誉挽回中です♪最近はアイカツが好きだそうです♫

産休中でした瀬川が復帰しました！
これからもスタッフ8名で頑張っていきます！

【お知らせ】

◆ 6/12　火曜日

所内研修のため、終日留守番電話とさせて頂きます。